

Client Alert

August 2016

再生可能エネルギーによる発電事業に関する 近時のニュース No. 32

固定価格買取制度の見直し—改正省令と告示の公布

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）等の一部を改正する法律」が2016年6月3日に公布された（以下、「改正法」）¹。改正法は設備認定を受けたがまだ接続契約（工事費負担金契約まで）が調印できていない既存の事業者に重大な影響を与える。本アラートではこの点に絞って注意を喚起する。改正法については資源エネルギー庁が説明会を行っている²。改正法を受けて、経済産業省の省令案と告示案がパブリックコメントに付され、その結果の発表と共に、省令と告示が同年7月29日に公布された³。アラートNo. 30で説明した通り、2017年3月31日までに電力会社と接続契約（工事費負担金契約まで）を調印していないと、既存の設備認定は自動的に失効してしまう⁴。どのような契約を電力会社との間で調印すれば失効を免れるかは資源エネルギー庁のホームページで各電力会社ごとに公表されている⁵。

運転開始期限の導入（3年ルール）

アラートNo. 31で解説した通り、現行法の設備認定保有者で2016年8月1日から2017年3月31日までの間に接続契約（工事費負担金契約まで）を締結した者（以下、「8月以降組」）は、2016年7月31日までに接続契約（工事費負担金契約まで）を締結していた者（以下、「7月まで組」）と同様に、2017年4月1日にみなし事業認定を受けることができ、新事業認定制度に移行しても、既存の設備認定が失われることはない（以下、「みなし認

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.pdf>

² http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/0628tokyo.pdf

³ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei_kakaku.html
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620116036&Mode=2>

⁴ 例外として、2017年4月1日以降に接続契約（工事費負担金契約まで）を締結した場合であっても、電力会社との系統入札プロセス（系統増強工事の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための手続き）に入っている場合は、当該入札が終了して、系統増強工事の負担金が判明した後、6ヶ月以内に接続契約を締結すれば失効を回避することができる。これらの者は接続契約を締結した時点でみなし事業認定がされるので、その時点から3年の運転開始期限が設定される。もう一つの例外は2016年7月1日から2017年3月31日までに現行法の設備認定を取った24円案件の事業者は、設備認定日から9ヶ月以内に接続契約（工事費負担金契約まで）を調印すれば、2017年4月1日以後であっても失効を免れる。これらの者は接続契約を締結した時点でみなし事業認定がされるので、その時点から3年の運転開始期限が設定される。この二つ以外に失効を免れる例外はなく、例えば環境影響評価の結論が出ない場合や工事費負担金の額をめぐって電力会社と交渉している場合で、接続契約（工事費負担金契約まで）が調印できていない場合も、2017年3月31日を渡過すると既存の設備認定は自動的に失効してしまう。

⁵ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html

定事業者」)。しかし、「8月以降組」で10kW以上の事業用太陽光発電を行う者は2017年4月1日から3年以内（すなわち2020年3月31日まで）に運転を開始しないと、当初の設備認定時の買取価格を毎年一定割合（例：年5%）下落させるか、買取期間を短縮させる案が提案されている（以下、「3年ルール」）。具体的な買取価格の下げ幅と買取期間の短縮度合いについては調達価格等算定委員会を経て決定されるので2016年秋以降に決定されることになる。3年ルールに例外はなく、地方自治体の環境影響評価や電力会社との交渉が原因で、3年を守れなくても、買取価格の下落又は買取期間の短縮は適用される。

パネル変更の許容、出力20%以上の減少の許容

「8月以降組」には3年以内の運転開始が動機づけさせられる代わりに、パネルの変更をしても、買取価格の変更を生じさせないという取り扱いをすることになり、また、20%以上の出力の減少をしても買取価格の変更を生じさせないことになった（出力の増加については、引き続き変更認定時の買取価格に変更される。）。3年ルールの不利益をパネル変更によるコストダウンで補うことができる⁶。注意すべきは「7月まで組」はパネルの変更をすると、引き続き変更時の買取価格に下方修正される点である。また、パネル供給契約を既に調印している場合には、パネル変更が可能か当該契約を精査する必要がある。一定の解除条件が含まれていれば解除が可能となる場合もあると思われる。パネルを変更した場合には、電力会社との間の接続申し込みの地位や接続契約が変更されないように電力会社と確認をする必要がある。

出力抑制ルールを2017年3月31日までに定める

省令・告示の公布に伴い、出力抑制のルールを2017年3月31日までに定めて公表することが示された。既に無制限、無補償の出力抑制の対象となる太陽光発電案件においても、ファイナンスの検討が行われており、調印されたプロジェクトファイナンスの契約も存在するが、出力制御の公平性確保に関するルールが整備されれば、よりファイナンスがつけやすくなるであろう。

FIT入札制度の詳細は秋の価格等算定委員会で決まる

改正法は事業者間の競争を通じた買取価格の低減を実現するため、上限価格を定めて、再生可能エネルギー電気の1kW時当たりの価格の額についての入札をできることにした。入札の実施の有無及び具体的な内容は秋の調達価格等算定委員会の意見を聞いて定められることになる。資源エネルギー庁の方針は大規模事業用太陽光で入札を開始したいとのことである。

認定情報の公表は太陽光は20kW以上

2017年4月1日以降に事業認定された（みなし認定事業者も含むかは今後決定）、20kW以上の太陽光発電に関して、設備ID、認定事業者名、発電設備の区分、発電設備の認定出力、発電設備の所在地が検索可能な形で認定後、資源エネルギー庁のHPで公表されることになった。公表によりセカンダリー取引が活発化することが期待される。

事業主体の変更の場合でも買取価格は変わらない

事業主体を変更する場合には、事業計画の内容が大幅に変わる可能性が高いことから、変更認定が必要とされるが、事業主体を変更することのみによって買取価格が変更されることはないことが明確化された。

⁶ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/sun_unyou.pdf

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



江口 直明
パートナー
03 6271 9441
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com



イアン・マックファーソン
パートナー
03 6271 9468
ean.macpherson@bakermckenzie.com



佐々木 俊夫
オフ・カウンセラー
03 6271 9739
toshio.sasaki@bakermckenzie.com



関口 毅人
アソシエイト
03 6271 9691
takehito.sekiguchi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

改正法においては買取義務者は送配電事業者になる

改正後の固定価格買取制度においては、送配電事業者が電気事業者として再生可能エネルギー電気の買取義務を負うことになった。これにより買取義務者と接続義務者は同一の送配電事業者になった。改正法によっても旧法と同様、特定契約拒否理由、接続拒否理由は限定されており、送配電事業者は原則として買取拒否、接続拒否をできないこととされている。

再生可能エネルギー電気を卸電力取引市場へ供給

認定事業者から特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した電気事業者は、当該再生可能エネルギー電気をスポット市場における売買取引を通じて卸電力取引市場に供給することを原則とされた。具体的には、電気事業者が特定契約に基づき買い取った再生可能電気の量から、再生可能エネルギー電気卸供給約款により小売電気事業者等に供給する量及びこれと同等の条件で電気事業者が使用する量を控除した量をスポット市場における売買取引により供給することを基本とされた。これにより、現在販売電力量全体に占める比率がわずか3%程度の卸電力取引市場の厚みが増すことが期待されている。

回避可能費用の算定方法は卸電力取引所スポット市場価格連動

固定価格買取を行った電気事業者に対して交付される交付金の算定方法について、原則として卸電力取引所のスポット市場の取引価格を基準とする、市場連動方式を導入した。すなわち回避可能費用単価＝スポット市場の取引価格となった。スポット市場の取引価格が上昇した場合、交付金の額が減り、PPS事業者が再エネ電気を1円高く買う売電契約を結ぶことは困難になると思われる。一定の事業者には5年の激変緩和措置が用意されている。

土地と設備の確保に関する270日ルールは事業認定の自動失効から取消事由へ

新事業認定制度における土地及び設備の確保に関する運用の詳細は、今後2017年4月1日の施行までに検討することがパブコメで発表された。